

静岡理工科大学動物実験規程

平成25年 4月12日 制定

令和 4年 7月15日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「動物愛護管理法」という。)、 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。) および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月文部科学省告示第71号)」(以下「指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」を参考に、学長を最終責任者とし、静岡理工科大学における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全および教職員・学生等の安全確保の観点から、法等に定めるもののほか、適正に実施するため必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等

実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設

実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室

実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等

飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物

動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、または保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(6) 動物実験計画

動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験責任者

動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

(8) 動物実験従事者

動物実験責任者を含め、動物実験に従事する者をいう。

(9) 管理責任者

実験動物、およびその飼養保管施設の管理に関する責任者をいう。

(学長の任務)

第3条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じるものとする。

(動物実験委員会)

第4条 本学に、動物実験計画の審査、動物実験計画の実施の結果の把握、その他動物実験等の適正な実施を図るため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(動物実験責任者)

第5条 動物実験責任者は、動物愛護管理法、飼育保管基準、この規程その他動物実験等に関する規則（以下「法等」という。）を熟知するとともに、動物実験等に関して生物災害発生防止のを含む知識及び技術に習熟した教員とする。

2 動物実験責任者は、法等を十分遵守し、次の事項を処理するものとする。

- (1) 実験計画を立案し、学長の承認を得て行うこと。
- (2) 実験従事者に対して、あらかじめ委員会の企画による教育訓練を受けさせ、動物実験等に従事させること。
- (3) 実験全体の適切な管理・監督に当たること。
- (4) 動物実験等の適正な実施に影響を及ぼす知見が得られた場合または実験中に事故等があった場合、直ちに学長に報告すること。
- (5) その他、動物実験等の適正な実施に関し必要な事項を行うこと。

(動物実験従事者)

第6条 動物実験従事者は、実験計画及び実施に当たっては、動物実験等の適正な実施について十分自覚し、動物実験責任者の指示に従うとともに、法等を遵守し、適正な実施の確保に努めなければならない。

(動物実験計画書)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画（様式第1号）を作成して学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の制度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

- (5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング（以下「人道的エンドポイント」という。）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、結果を動物実験責任者に通知しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、前項の通知後に計画内容の変更を希望する場合、変更理由を記載した動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
- 4 動物実験責任者は、学長の承認を受けた後でなければ、動物実験等を行うことができない。

（審査の実施及び基準）

第8条 学長は、申請された動物実験計画の適否について、委員会に諮問する。

- 2 委員会は、諮問された動物実験計画の適否に関し、関係する法令及び当該規程に適合しているかどうかを審査し、その結果を学長に報告する。

（実験操作）

第9条 動物実験責任者並びに動物実験従事者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針等に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係する法令並びに本学の定める規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験実施報告書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(実施結果の把握)

第10条 学長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について動物実験責任者から報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

(施設設備)

第11条 実験動物のための飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること。
- (5) 動物の飼養に直接関係しない者の立ち入りを制限するため、施錠設備が設置されていること。
- (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること。

2 学長は、当該施設に関する管理責任者を定めるものとする。

(動物実験室の要件)

第12条 動物実験等を実施するための動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること。
- (3) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること。
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること。
- (5) 当該実験室の利用者に、動物実験に関する基本的な遵守事項を周知していること。

(施設等の維持管理および改善)

第13条 管理責任者並びに動物実験責任者（以下「管理責任者等」という。）は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

(記録の保管および報告)

第14条 動物実験責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・搬出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

2 動物実験責任者は、前項の記録を委員会の求めに応じて報告しなければならない。

(危害防止および緊急時対応)

第15条 管理責任者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を予め定めなければならない。

2 管理責任者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理責任者等は、実験従事者及び飼養担当者に、人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。

4 管理責任者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

5 管理責任者等は、事故、感染症の発生、その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。

6 管理責任者等は、上記緊急時に際し、計画に基づき、人的被害の拡大、周辺環境の保護ならびに動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関し、管理責任者等に対し教育訓練を行わなければならない。

(1) 法等および本学の定める規程等

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項

(5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

(自己点検・評価・検証)

第17条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2 委員会は、管理責任者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第18条 委員会は、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表しなければならない。

(雑 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て定めるものとする。

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は委員会で審議し、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 7月15日から施行する。

様式第1号

動物実験計画書

学 長 殿

静岡理工科大学動物実験規程第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

作成日： 年 月 日

動物実験責任者	所属・職名			
	氏名		Ⓜ	連絡先
	教育訓練の経歴	無 ・ 有		
動物実験従事者 ※複数いる場合は、 一覧を添付すること	所属			
	氏名			
	教育訓練の経歴	無 ・ 有		
	所属			
	氏名			
	教育訓練の経歴	無 ・ 有		

(教育) 授業科目名				
(研究) 研究課題名及び研究資金				
動物実験等の目的、意義及び必要性				
動物実験実施期間 (1年以内)	年 月 日～ 年 月 日			
動物実験の実施場所				
動物の飼養場所				
実験動物	動物種	匹数	入手先	備考

様式第2号

作成日： 年 月 日

学長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名： 印

年 月 日付にて承認された動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 研究課題名または授業科目名

2. 変更・追加事項

（実験内容および動物実験責任者の変更は、「動物実験計画書」を新たに提出すること。）

1) 動物実験従事者の変更・追加

2) 実験動物の種及び使用数等の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

3. 変更・追加等の理由

▼承認欄

動物実験計画の	<input type="checkbox"/> 可	委員会年月日： 年 月 日
変更・追加承認	<input type="checkbox"/> 否	決定年月日： 年 月 日

様式第3号

作成日： 年 月 日

学 長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

動物実験実施報告書

静岡理工科大学動物実験規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 実験の承認年月日	
2. 研究課題名または 授業科目名	
3. 使用動物の種類及び数	
4. 実験の結果 (該当項目にマークし、その 概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施 <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
5. 成果（予定を含む） (得られた業績、例：雑誌 論文、図書、工業所有権な どについて、著者名、論文 標題、雑誌名、巻・号、発 行年、頁、出版社などを記 載、必要に応じて別紙に記 載)	
6. 特記事項	